

農山漁村地域整備計画事前評価結果書

計画の名称	高知県基幹農業水利施設機能保全整備計画		
計画策定主体	高知県	計画期間	平成22年度～平成26年度
対象市町村	高知市、南国市、須崎市、宿毛市、四万十市、香南市、香美市		
計画目標	<ul style="list-style-type: none"> 本県農業を支えてきた基幹的農業水利施設の多くが標準的な耐用年数を経過して老朽化が進行しており、その機能が失われつつある。 このため、施設の機能診断を実施して機能保全計画を作成し適切な保全対策を実施することで農業水利施設の機能を保ち、安心して農業に取り組める環境を整え、県内農業の持続的発展を図る。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した用水施設の保全対策により、施設が有する約1800haの農地に対する安定的な用水供給機能の確保を図る。 老朽化した排水機場の保全対策により、約460haの農地及び宅地等を湛水被害から守る。 		
整備計画の事前評価（評価項目）			
<p>(1) 目標の妥当性 <small>【関連する計画との整合性が図られているか。】</small></p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹的農業水利施設の老朽化対策は、平成19年度作成の「高知県農業農村整備推進基本方針」における優先事項で、「高知県産業振興計画」にも掲げた重要課題であり、本整備計画との整合は図られている。 <p><small>【地域の課題に適切に対応する目標となっているか。】</small></p> <ul style="list-style-type: none"> 本整備計画の対象施設は、いずれも標準的な耐用年数を経過して機能障害が生じる危険性が高くなっている。これら施設の保全対策は地域の喫緊の課題であり、地域ニーズに即した目標である。 <p>(2) 整備計画の効果・効率性 <small>【整備計画の目標と定量的指標の整合性がとれているか。また、事後評価ができる適切な指標となっているか。】</small></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価指標は、対象施設の機能が老朽化等で失われた場合に用水不足が発生する農地面積と、湛水被害が発生する農地・宅地等の面積としており、対象事業の実施によって守られる農地等の面積である。整備計画の目標と整合がとれており、また事後評価が可能な指標である。 <p><small>【構成事業の実施による効果を評価するための指標として適切なものとなっているか。】</small></p> <ul style="list-style-type: none"> 本整備計画は集落基盤整備事業（農業用排水施設整備）で構成している。この事業は老朽化した農業水利施設の機能保全対策を目的として実施するものであり、指標は事業実施による効果を評価するものとして適切である。 <p>(3) 整備計画の実現可能性 <small>【円滑な事業執行の環境が整っているか。】</small></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業地区は、「高知県基幹水利施設ストックマネジメント事業実施方針」に基づき選定した基幹水利施設のうち平成22年度までに機能保全計画を策定する予定の地区で、関係市町村等の関係機関で事業実施の基本合意がなされた地区であり、技術的な見地からも事業執行に特段の問題がなく事業執行の環境は整っている。 <p><small>【地元の機運が醸成されているか。】</small></p> <ul style="list-style-type: none"> 地元は一刻も早い事業実施を望んでおり、地元体制は整っている。 			
整備計画の事前評価結果・意見			
<ul style="list-style-type: none"> 本整備計画により、本県農業を下支えする農業水利施設を適切に保全していくことは重要であり、目標及び指標ともに妥当性が認められる。 ただし、国の補助予算の動向等により実施時期は流動的であることから、関係機関との連携・調整を十分行いながら円滑な事業執行に努めることが必要である。 			

農山漁村地域整備計画事前評価結果書

計画の名称	高知県農村地域「安全・安心」保全整備計画		
計画策定主体	高知県	計画期間	平成22年度～平成26年度
対象市町村	高知市、室戸市、安芸市、宿毛市、香美市、芸西村、土佐町、仁淀川町、梶原町、津野町、四万十町、大月町		
計画目標	<ul style="list-style-type: none"> 高知県においては、過去に幾度となく風水害や地震による甚大な被害を被っており、県全域が「台風常襲地帯」、「東南海・南海地震防災対策推進地域」として災害防除対策推進地域に指定されている。 このため、当計画に基づき災害危険地域での防災減災対策を推進することにより、農村地域の農地・農業用施設や住民の生命・財産を守り、安心して暮らせる農村づくりを目指す。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 整備計画を実施することにより、ため池の決壊や湛水等の被害が想定される農地440ha、家屋300戸の保全を図るとともに、地震災害から420戸の人命を守る。 併せて、ため池などの施設を改修することにより、340haの農地に対する安定的な用水供給機能の確保を図る。 		
整備計画の事前評価（評価項目）			
(1) 目標の妥当性			
【関連する計画との整合性が図られているか。】			
<ul style="list-style-type: none"> 安心して暮らせる農村づくりは、平成19年度作成の「高知県農業農村整備推進基本方針」における優先事項で、「高知県南海地震対策行動計画」にも掲げて取り組んでおり、本整備計画との整合性は図られている。 			
【地域の課題に適切に対応する目標となっているか。】			
<ul style="list-style-type: none"> 本整備計画の対象施設は、災害危険箇所（ため池、排水機、地すべり危険地等）の防災点検や地元ワークショップで出てきた防災減災対策の要望施設となっており、地域の課題に適切に対応する目標となっている。 			
(2) 整備計画の効果・効率性			
【整備計画の目標と定量的指標の整合性がとれているか。また、事後評価ができる適切な指標となっているか。】			
<ul style="list-style-type: none"> 評価指標は、対象施設が被災した場合、被害が発生する農地面積、家屋戸数としており、対象事業の実施によって守られる農地や家屋の数値である。整備計画の目標と整合がとれており、また事後評価が可能な指標である。 			
【構成事業の実施による効果を評価するための指標として適切なものとなっているか。】			
<ul style="list-style-type: none"> 本整備計画は、ため池整備に関する事業と農村災害対策整備事業で構成している。これらの事業は対象施設の実施によって被害発生を防止することを目的としており、指標は事業実施による効果を評価するものとして適切である。 			
(3) 整備計画の実現可能性			
【円滑な事業執行の環境が整っているか。】			
<ul style="list-style-type: none"> 対象事業地区は、災害危険箇所（ため池、排水機、地すべり危険地等）の防災点検や地元ワークショップなどで地元から防災減災対策の要望のある地区で、関係市町村等の関係機関で事業実施の基本合意がなされた地区であり、技術的な見地からも事業執行に特段の問題がなく事業執行の環境は整っている。 			
【地元の機運が醸成されているか。】			
<ul style="list-style-type: none"> 地元は、豪雨災害や南海地震災害に対する危機意識があり本事業の実施を強く望んでおり、地元体制は整っている。 			
整備計画の事前評価結果・意見			
<ul style="list-style-type: none"> 本整備計画により、防災減災対策を推進し農村地域を保全することは重要であり、目標及び指標ともに妥当性が認められる。 ただし、国の補助予算の動向等により実施時期は流動的であることから、関係機関との連携・調整を十分行いながら円滑な事業執行に努めることが必要である。 			